

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表 ……………	1
2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表 ……………	6
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例関連の給料表・新旧対照表【総務局関係】 ……………	8
4 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表……………	14
5 収入証紙に関する条例 新旧対照表【総務局関係】 ……………	15

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）新旧対照表

改正			現行		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1・2 (略)	(略)		1・2 (略)	(略)	
3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、 <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> 、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		3 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給_____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
4 (略)	(略)		4 (略)	(略)	
5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項、別表第2の16の2の項及び別表第3の9の項において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		5 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。9の項_____において同じ。）に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6～9 (略)	(略)		6～9 (略)	(略)	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給、	1 知事	法別表第1の15の項の下欄に掲げる事務	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金若しくは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であって教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給_____

改 正			現 行		
		被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			_____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
2～11 (略)	(略)	(略)	2～11 (略)	(略)	(略)
11の2 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの	(新規)		
11の3 知事	法別表第2の120の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの	11の2 知事	法別表第2の120の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
12・13 (略)	(略)	(略)	12・13 (略)	(略)	(略)
14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	14 知事	別表第1の3の項の右欄に掲げる事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給_____
					____、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1～5 (略)	15 知事	生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	1～5 (略)
		6 <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>			(新規)
		7～12 (略)			6～11 (略)
16 知事	私立の高等学校等の設置者に対し	1 <u>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備</u>	16 知事	私立の高等学校等の設置者に対し	<u>就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規</u>

改 正			現 行		
	る入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護法による保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> 2 <u>就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> 3 <u>生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		る入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの
16の2 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	1 <u>生活保護法による保護関係情報であって規則で定めるもの</u> 2 <u>生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	(新規)		
17～20 (略)	(略)	(略)	17～20 (略)	(略)	(略)

別表第3（第4条関係）

情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 教育 委員会	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	知事	1 <u>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u> 2 <u>生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であ</u>

別表第3（第4条関係）

情報照会 執行機関	事 務	情報提供 執行機関	特 定 個 人 情 報
1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
(新規)			

改 正				現 行			
			<u>って規則で定めるもの</u>				
6 教育 委員会	県立学校 等の授業料 等の徴収 に関する 条例によ る授業料 又は受講 料の減免 に関する 事務であ って規則 で定める もの	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u> 2 <u>生活に困窮す る外国人に対す る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの</u>	(新規)			
7 (略)	(略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)	(略)
8 教育 委員会	高等学校 等を退学 し、県立 の高等学 校等に入 学した生 徒又は学 生に対す る就学支 援金法に よる高等 学校等就 学支援金 の額に相 当する額 の支給に 関する事 務であっ て規則で 定めるも の	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u> 2 <u>生活に困窮す る外国人に対す る保護の実施に 関する情報であ って規則で定め るもの</u>	(新規)			
9 教育 委員会	国公立の 高等学校 等に在学 する生徒 又は学生	知事	1 <u>生活保護法に よる保護の実施 に関する情報で あって規則で定 めるもの</u>	(新規)			

改 正		現 行			
<u>の保護者</u> <u>等に対す</u> <u>る授業料</u> <u>以外の教</u> <u>育に必要</u> <u>な経費に</u> <u>係る給付</u> <u>金の支給</u> <u>に関する</u> <u>事務であ</u> <u>って規則</u> <u>で定める</u> <u>もの</u>	<u>2 生活に困窮す</u> <u>る外国人に対す</u> <u>る保護の実施に</u> <u>関する情報であ</u> <u>って規則で定め</u> <u>るもの</u>				

2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 赴任 新たに採用された職員_____</p> <p>_____がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (旅費の種類)</p> <p>第6条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任(任命権者の要請に係る人事交流により国又は他の地方公共団体に勤務する者から引き続いて採用された職員及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。)に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p>10～15 (略)</p> <p>第7条～第39条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあたっては、_____第2条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例を警察職員に適用するにあたっては、_____第2条第2項、第3条</p>	<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 赴任 新たに採用された職員(国、他の都道府県又は市町村の職員から引き続いて採用された職員及び知事が特に旅費の支給を必要と認めた職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略) (旅費の種類)</p> <p>第6条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任_____</p> <p>_____に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p>10～15 (略)</p> <p>第7条～第39条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあたっては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例を警察職員に適用するにあたっては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条</p>

改 正	現 行
<p>第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、第38条、第39条並びに別表第2の1 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する
 条例関連の給料表・新旧対照表【総務局関係】

行政職給料表 (1) (令和4年度の改定)

※ 「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100		195,500		231,500		264,200		289,700	
	2	147,200		197,300		233,100		266,000		291,900	
	3	148,400		199,100		234,600		267,800		294,000	
	4	149,500		200,900		236,200		269,900		296,000	
	5	150,600		202,400		237,600		271,600		297,900	
	6	151,700		204,200		239,300		273,400		300,000	
	7	152,800		206,000		240,800		275,200		302,200	
	8	153,900		207,800		242,400		277,200		304,200	
	9	<u>154,900</u>	△ 100	209,400		243,500		279,200		306,100	
	10	156,300		211,200		245,000		281,200		308,400	
	11	157,600		213,000		246,600		283,100		310,600	
	12	158,900		214,800		247,900		285,000		312,900	
	13	160,100		216,200		249,400		287,000		315,000	
	14	161,600		218,000		250,800		288,900		317,100	
	15	163,100		219,700		252,100		290,800		319,300	
	16	164,700		221,500		253,500		292,600		321,400	
	17	165,900		223,200		255,000		294,400		323,300	
	18	167,400		224,900		256,500		296,400		325,300	
	19	168,900		226,500		258,200		298,500		327,300	
	20	170,400		228,100		260,000		300,500		329,300	
	21	171,700		229,500		261,600		302,400		331,000	
	22	174,400		231,200		263,300		304,500		333,100	
	23	177,000		232,800		264,900		306,500		335,100	
	24	179,600		234,400		266,500		308,600		337,200	
	25	182,200		235,400		268,400		310,300		338,600	
	26	183,900		236,900		270,200		312,400		340,500	
	27	<u>185,500</u>	△ 100	238,300		271,900		314,400		342,400	
	28	<u>187,200</u>	△ 100	239,500		273,600		316,400		344,300	
	29	<u>188,700</u>	△ 100	240,700		275,300		318,100		345,900	
	30	<u>190,400</u>	△ 100	241,900		277,000		320,100		347,800	
	31	<u>192,200</u>	△ 100	242,900		278,800		322,200		349,700	
	32	193,900		244,100		280,300		324,300		351,500	
	33	195,500		245,400		281,800		325,500		353,400	
	34	196,900		246,400		283,700		327,500		355,200	
	35	198,400		247,600		285,500		329,400		357,000	
	36	199,900		248,900		287,400		331,500		358,700	
	37	201,200		249,800		289,000		333,400		360,100	
	38	202,500		251,100		290,700		335,300		361,400	
	39	203,700		252,300		292,500		337,300		362,800	
	40	205,000		253,600		294,300		339,200		364,200	
	41	206,300		255,000		295,800		341,100		365,500	
	42	207,600		256,400		297,500		343,000		366,400	
	43	208,900		257,600		299,000		344,800		367,500	
	44	210,200		258,800		300,600		346,700		368,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	211,300		260,000		302,200		348,200		369,400	
	46	212,600		261,200		303,900		349,600		370,300	
	47	213,900		262,500		305,500		351,100		371,200	
	48	215,200		263,600		307,200		352,600		372,100	
	49	216,300		264,700		308,100		354,200		373,000	
	50	217,400		265,800		309,600		355,000		373,800	
	51	218,400		267,100		311,100		356,200		374,600	
	52	219,500		268,400		312,700		357,200		375,400	
	53	220,600		269,400		314,300		358,100		376,100	
	54	221,600		270,500		315,900		359,200		376,800	
	55	222,500		271,800		317,500		360,100		377,500	
	56	223,500		273,100		319,000		361,200		378,200	
	57	223,800		274,000		320,500		362,100		378,700	
	58	224,600		275,000		321,700		362,800		379,300	
	59	225,400		275,900		322,900		363,500		379,900	
	60	226,100		277,000		324,100		364,200		380,600	
	61	226,800		278,100		324,800		364,600		381,000	
	62	227,800		279,100		325,700		365,200		381,700	
	63	228,600		280,000		326,500		365,900		382,300	
	64	229,400		281,000		327,300		366,600		382,900	
	65	230,100		281,500		328,200		366,900		383,300	
	66	230,800		282,400		328,600		367,600		383,900	
	67	231,700		283,100		329,300		368,300		384,500	
	68	232,700		284,000		330,100		369,000		385,100	
	69	233,400		285,000		330,900		369,300		385,500	
	70	234,000		285,800		331,600		369,900		386,000	
	71	234,500		286,600		332,300		370,600		386,500	
	72	235,200		287,400		333,000		371,200		387,100	
	73	236,000		288,200		333,500		371,500		387,400	
	74	236,600		288,700		334,100		372,100		<u>387,800</u>	△ 300
	75	237,200		289,100		334,600		372,800		<u>388,200</u>	△ 600
	76	237,700		289,600		335,200		373,400		<u>388,600</u>	△ 700
	77	238,400		289,800		335,500		373,800		<u>388,900</u>	△ 700
	78	239,100		290,100		336,000		374,300		<u>389,200</u>	△ 1,100
	79	239,800		290,300		336,400		374,900		<u>389,500</u>	△ 1,500
	80	240,300		290,700		336,900		375,400		<u>389,800</u>	△ 1,900
	81	240,800		290,900		337,300		375,900		<u>390,000</u>	△ 2,200
	82	241,500		291,100		337,800		376,500		<u>390,300</u>	△ 2,600
	83	242,200		291,500		338,300		377,000		<u>390,600</u>	△ 3,000
	84	242,900		291,800		338,800		377,300		<u>390,800</u>	△ 3,400
	85	243,500		292,100		339,100		<u>377,700</u>	△ 100	<u>391,000</u>	△ 3,700
	86	244,200		292,400		339,500		<u>378,200</u>	△ 200	<u>391,300</u>	△ 4,000
	87	244,900		292,700		340,000		<u>378,600</u>	△ 400	<u>391,600</u>	△ 4,300
	88	245,600		293,100		340,400		<u>379,000</u>	△ 600	<u>391,800</u>	△ 4,700

再任職員以外の職員

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	246,100		293,400		340,700		<u>379,400</u>	△ 800	<u>392,000</u>	△ 5,200
	90	246,600		293,800		341,100		<u>379,900</u>	△ 900	<u>392,300</u>	△ 5,500
	91	246,900		294,100		341,600		<u>380,300</u>	△ 1,100	<u>392,600</u>	△ 5,800
	92	247,300		294,500		342,000		<u>380,700</u>	△ 1,300	<u>392,800</u>	△ 6,200
	93	247,600		294,700		342,200		<u>381,000</u>	△ 1,700	<u>393,000</u>	△ 6,700
	94			294,900		342,600		<u>381,500</u>	△ 1,800	<u>393,300</u>	△ 7,000
	95			295,200		343,100		<u>381,900</u>	△ 2,000	<u>393,600</u>	△ 7,300
	96			295,600		343,500		<u>382,300</u>	△ 2,200	<u>393,800</u>	△ 7,700
	97			295,800		343,700		<u>382,600</u>	△ 2,600	<u>394,000</u>	△ 8,200
	98			296,100		344,100		<u>383,100</u>	△ 2,700	<u>394,300</u>	△ 8,500
	99			296,500		344,500		<u>383,500</u>	△ 2,900	<u>394,600</u>	△ 8,800
	100			296,900		344,800		<u>383,900</u>	△ 3,100	<u>394,800</u>	△ 9,200
	101			297,100		345,100		<u>384,200</u>	△ 3,500	<u>395,000</u>	△ 9,700
	102			297,400		345,500		<u>384,700</u>	△ 3,600		
	103			297,800		345,900		<u>385,100</u>	△ 3,800		
	104			298,100		346,300		<u>385,500</u>	△ 4,000		
	105			298,300		346,800		<u>385,800</u>	△ 4,400		
	106			298,600		347,200					
	107			299,000		347,600					
	108			299,300		348,000					
	109			299,500		348,500					
	110			299,900		348,900					
	111			300,300		349,200					
	112			300,600		349,500					
	113			300,800		350,000					
	114			301,000							
	115			301,300							
	116			301,700							
	117			301,900							
	118			302,100							
	119			302,400							
	120			302,700							
	121			303,100							
	122			303,300							
	123			303,600							
	124			303,900							
	125			304,200							
再任 用職 員		187,700		235,200		255,200		274,600		289,700	

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	319,200		362,900		408,100		458,400		521,700	
	2	321,400		365,500		410,500		461,500		524,600	
	3	323,700		367,900		413,000		464,500		527,700	
	4	325,900		370,500		415,400		467,500		530,800	
	5	328,100		372,400		417,300		470,500		533,900	
	6	330,100		374,900		419,600		473,500		536,200	
	7	332,300		377,200		421,700		476,500		538,700	
	8	334,500		379,700		423,900		479,600		541,100	
	9	336,400		382,100		425,900		482,300		543,500	
	10	338,600		384,800		428,000		485,400		545,300	
	11	340,600		387,400		430,100		488,400		547,100	
	12	342,800		390,100		432,200		491,500		549,000	
	13	344,600		392,500		433,900		494,200		550,700	
	14	346,600		394,800		435,700		496,500		552,100	
	15	348,600		397,000		437,700		498,800		553,400	
	16	350,600		399,400		439,700		501,100		<u>554,500</u>	△ 200
	17	352,300		401,200		441,600		503,200		<u>555,800</u>	△ 300
	18	354,300		403,200		443,400		504,600		<u>556,800</u>	△ 400
	19	356,100		405,100		445,200		506,100		<u>557,700</u>	△ 700
	20	358,000		406,900		446,900		507,500		<u>558,600</u>	△ 1,000
	21	359,900		408,800		448,700		508,700		<u>559,500</u>	△ 1,300
	22	361,800		410,600		450,200		510,100			
	23	363,800		412,400		451,600		511,600			
	24	365,700		414,300		453,100		513,100			
	25	367,700		416,100		454,500		514,200			
	26	369,600		417,600		455,800		515,300			
	27	371,600		419,100		457,100		516,500			
	28	373,600		420,700		458,300		517,700			
	29	375,100		422,300		459,300		518,700			
	30	376,900		423,600		460,000		519,600			
	31	378,700		424,900		460,800		520,500			
	32	380,300		426,100		461,500		521,400			
	33	382,100		427,300		462,200		522,200			
	34	383,500		428,600		463,000		523,100			
	35	385,000		429,900		463,700		<u>523,800</u>	△ 100		
	36	386,600		431,100		464,300		<u>524,300</u>	△ 300		
	37	388,000		432,300		<u>464,800</u>	△ 100	<u>525,000</u>	△ 500		
	38	389,200		433,100		<u>465,400</u>	△ 200	<u>525,600</u>	△ 800		
	39	390,400		433,900		<u>466,000</u>	△ 300	<u>526,400</u>	△ 900		
	40	391,500		434,700		<u>466,600</u>	△ 500	<u>527,000</u>	△ 1,100		
	41	392,600		435,300		<u>467,100</u>	△ 800	<u>527,500</u>	△ 1,500		
	42	393,800		436,000		<u>467,600</u>	△ 1,000				
	43	395,000		436,700		<u>468,000</u>	△ 1,400				
	44	396,100		437,400		<u>468,300</u>	△ 1,700				

職員の区分	職務の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任職員以外の職員	45	396,800		438,200		468,600	△ 2,100				
	46	397,500		439,000							
	47	398,200		439,400							
	48	398,900		440,100							
	49	399,500		440,600	△ 100						
	50	400,100		441,000	△ 400						
	51	400,600		441,400	△ 700						
	52	401,000	△ 300	441,800	△ 1,100						
	53	401,400	△ 600	442,200	△ 1,300						
	54	401,700	△ 1,000	442,600	△ 1,700						
	55	402,000	△ 1,400	443,000	△ 2,100						
	56	402,300	△ 1,600	443,300	△ 2,400						
	57	402,600	△ 1,900	443,600	△ 2,700						
	58	402,900	△ 2,200	444,000	△ 3,000						
	59	403,200	△ 2,500	444,300	△ 3,500						
	60	403,500	△ 2,800	444,600	△ 4,000						
	61	403,800	△ 3,000	444,900	△ 4,300						
	62	404,100	△ 3,400	445,300	△ 4,600						
	63	404,400	△ 3,700	445,600	△ 5,000						
	64	404,700	△ 3,900	445,900	△ 5,400						
	65	405,000	△ 3,900	446,200	△ 5,900						
	66	405,300	△ 4,200								
	67	405,600	△ 4,600								
	68	405,900	△ 4,800								
	69	406,100	△ 5,100								
	70	406,400	△ 5,500								
	71	406,700	△ 5,900								
	72	407,000	△ 6,300								
	73	407,200	△ 6,500								
	74	407,500	△ 6,900								
	75	407,800	△ 7,300								
	76	408,000	△ 7,800								
	77	408,200	△ 8,100								
	78	408,500	△ 8,500								
	79	408,800	△ 8,900								
	80	409,000	△ 9,400								
	81	409,200	△ 9,700								
	82	409,500	△ 10,100								
	83	409,800	△ 10,500								
	84	410,000	△ 11,000								
	85	410,200	△ 11,300								
	86	410,500	△ 11,700								
	87	410,800	△ 12,100								
	88	411,000	△ 12,600								

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	89	411,200	△ 12,900								
	90	411,500	△ 13,300								
	91	411,800	△ 13,700								
	92	412,000	△ 14,200								
	93	412,200	△ 14,500								
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
再任 用職 員		315,100		356,800		389,900		441,000		521,400	

5 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表【総務局関係】

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1 （略）		1 （略）	
<u>（削除）</u>		2 <u>納税証明書交付手数料</u>	神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第8条第2項
<u>2～32</u> （略）		<u>3～33</u> （略）	